



**確定申告書は国税庁HP
で作成
e-Taxで送信または郵送
で提出！**

確定申告期間中（2月16日（金）
～3月15日（木））は、確定申告会
場が大変混雑し、長時間お待ちいた
だくこととなります。ご自宅で国税
庁ホームページの『確定申告書等作
成コーナー』などを利用して「e-Tax
」や郵送などでご提出いただくこと
をお勧めします。

1. 作成した申告書をご自宅のプ
リ
ンタで印刷すれば、確定申告会場
に行かなくても、郵送などで提出
することができます。
※プリンタがない場合でも、PD
Fファイルで保存すればコンピ
ニなどで出力可能です。

2. 作成したデータは、「e-Tax」
を利用して提出することもできま
す。

※「e-Tax」の利用に際しては、電

子証明書の取得IC、カードラ
イタの購入などの事前準備が必
要です。

詳しくは、国税庁ホームページを
ご覧ください。

**社会保障・税番号（マイナンバー）
制度の導入について**

社会保障・税・災害対策分野にお
いて、行政手続の効率性・透明性を
高め、国民にとって利便性の高い公
平・公正な社会を実現することを目
的として、社会保障・税番号（マイ
ナンバー）制度が導入されました。
所得税および復興特別所得税や贈与
税の申告書の提出の際には、

○マイナンバー（12桁）の記載が必
要です！

○本人確認書類の提示又は写しの添
付が必要です！

**（本人確認（番号確認および身元確
認）を行うときに使用する書類の例）**

- 例1 個人番号カード（番号確認と
身元確認）
- 例2 通知カード（番号確認） + 運
転免許証、健康保険の被保険者証
など（身元確認）

※控除対象配偶者および扶養親族の
本人確認書類の提示または写しの
提出は不要です。

国民年金

住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702

20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

今年成人式を迎えられた、20歳の皆さん、国民
年金の加入手続きはお済みですか？

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金
に加入しなければなりません。そのため学生でも、
20歳になれば国民年金に加入することになります。

20歳の誕生日に、日本年金機構から送られた
【国民年金被保険者資格取得届書】に必要事項を
記入し、住民課高齢者医療年金係にお持ちいた
だくかご郵送ください。ただし、すでに就職して厚
生年金や共済組合に加入している人は、第2号被
保険者として国民年金に加入済みですので、手続
きは不要です。

また、収入が一定以下の学生および50歳未満の
人については

- ①「学生納付特例制度」
- ②「納付猶予制度」

の申請をし、承認を受けることによって、特例期
間中の保険料納付が猶予される制度があります。

猶予期間中に病気や事故で障害を負った場合は、
障害基礎年金を受けることができます。なお、猶
予を受けた期間は老齢基礎年金の受給資格期間に
反映されますが、年金額には反映されません。満
額の老齢基礎年金を受けるためには、10年以内に
保険料を納めること（追納）が必要です。これら
の手続きは住民課高齢者医療年金係の窓口で行う
ことができます。

問い合わせ先

前橋年金事務所 ☎027-231-1706
※年金保険料の前納口座振替（6カ月・1年・2
年）を希望する人は、2月中の申し込みを願
いします。